

消費者庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る 広域的な消費者被害 事案に対する事業者 の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的 な消費者被害事案に対する事業者 の処分等に関する事務につい て、必要となる人員・予算を含め 関西広域連合への移譲を求め る。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な 消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め 府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。  (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者 トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19 条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁 長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府 県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が 全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分となれば、 処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、 関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の 消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携 体制を構築し、常日頃から広域的に網ををかけていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。 そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ 相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことが できる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行 政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令など により、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行 政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	特定商取引に関する 法律 第68条、第69条 特定商取引に関する 法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
93	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方消費者行政推進 交付金に係る活用期 限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金で は、新規事業の開始時期に制限 があり、また、事業毎に決められ た活用期間内に事業を完了でき ず、事業実施に支障を生じてい た。さらに事業毎に開始年度が 異なっていたこともあり、当該基 金の活用期間の整理が非常に 煩雑であった。今年度、同基金 が交付金化され、その交付要綱 が定められたが、基金と同様に 活用期間の制限が定められてい るため、当該交付金の活用期限 の延長について柔軟に対応でき るよう要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎 に活用期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費 者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これら の自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある が、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。 また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要 しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。 また、基金から交付金となったが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果 が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには 自治体にとっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複雑、多様化する消費生活相談に 対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は 一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の 維持が困難となる。 【制度改正の必要性】 期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平 成29年度までに相談員を設置できない、またはその目的が立たなくなった場合、交付金対象にな らないため、相談員設置を諦める事を危惧している。 結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限 について柔軟に対応していただきたい。	地方消費者行政推進 交付金交付要綱	内閣府(消費者庁)	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使するが生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。</p> <p>また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分まで至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農 林水産省	岡山県